

山口東京理科大学  
調査特別委員会記録

平成30年6月5日

【開催日】 平成30年6月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時15分～午後4時48分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	長谷川知司	傍聴議員	伊場勇

【執行部】

副市長	古川博三	大学推進室長	大谷剛士
大学推進室副室長	榎坂昌歳	大学推進室技監	泉本憲之
大学推進室室長補佐	山本玄	大学推進室主任主事	尼崎幸太
監理室長	柴田直幸		

【事務局出席者】

局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
----	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 業者に出した調査票への回答について
- 2 工期延長でペナルティーを科さないこととした根拠について
- 3 工事契約約款に対する執行部の認識について
- 4 内容証明郵便について
- 5 その他

高松秀樹委員長 ただいまより山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。

本日の付議事項については、お手元のレジュメにあるとおり 4 番まで設けています。さらに 6 月 1 8 日に参考人をお呼びして、調査及び質疑を行いたいと思います。本日は、その辺のすみ分けをしていただいて、質疑をしていただければと思います。まず最初に、ずっと宿題でした業者に出した調査票への回答についてということで、委員の皆さんのお手元に資料が配られています。この資料について、執行部から概略の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 (1) の、業者に出した調査票への回答について御説明します。当該事項については、去る 5 月 1 日に開催されました当委員会において、御要望のありました資料の開示について、関係者への確認を行い、「公表していただいても結構です」との回答を頂きましたので、本日、資料として提出させていただきました。本日、資料としてお配りしていますのは、市内の A ランクと B ランクの建設業者に御出席いただき、平成 2 8 年 1 0 月 3 日に開催いたしました「山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会」について記載された、白井前市長の文書に係る調査において、当該説明会に出席された企業から御提出いただいた調査票の「Ⅲ その他」の欄の記載事項及び添付資料と、当時の成長戦略室長から提出のあった調査票の添付資料である別紙②「白井前市長の F A X 文書」の 2 点でございます。それでは、簡単に概略を御説明しますので、資料左上に「平成 3 0 年 6 月 5 日 山口東京理科大学調査特別委員会 参考資料」と書かれた 1 5 ページの資料を御覧ください。まず、1 ページから 3 ページについては、当該文書を公表することについて企業に確認をした際の文書です。文書を送付した企業は全部で 4 社になります。4 社全てから公表しても結構との御回答を頂きました。4 ページから 1 3 ページは、公表の是非についての企業からの回答文書と、企業

から御提出いただいた調査票の「Ⅲ その他」の欄の記載事項と、それに添付されていた資料になります。それでは、公表することとなりました文書について、簡単に御説明させていただきますので、資料5ページをお開きください。長沢建設株式会社から御提出いただいた文書です。記載されている内容は、「日時は明確ではないが、白井前市長の文書に近い内容の発言があったとのことですが、その後、工期の延長は難しいとの話であった」と書かれています。また、「工期遵守は難しいと伝えましたが、担当部署から工期の延長を認め、ペナルティーはない旨の通知はなかった」と書かれています。さらに、「くい工事を分離発注したこと、A棟、B棟建築主体工事の予定価格設定の不透明性から、市に対する疑問と不信感がある」と書かれています。続いて、資料7ページ、富士産業株式会社から御提出いただいた文書です。記載されている内容は、「平成28年10月3日の説明会において、当時の成長戦略室の建築士から、工期の延長は平成30年6月くらいまでは調整できるかとの発言や、工期を延長した場合、それに伴う費用は認めないとの発言があった」と書かれています。また、参考資料として、平成28年2月17日に開催された第1回目の意見交換会の報告書が添付されています。このときの市長の挨拶として、「工事は地元業者にお願いしたい考えと、工期は絶対に変更できない旨を話された」と書かれています。続いて、資料11ページ、進栄建設株式会社から御提出いただいた文書です。記載されている内容は、「平成30年3月までの工期では一般的には難しいのではと思われていたが、市はくい工事を先行発注することで可能な工期と考えていたのではないか」と書かれています。また、「平成28年10月3日の説明会では、白井前市長の文書に書かれている趣旨の発言はなかったと思われる」と書かれています。続いて、資料13ページ、中原興業株式会社から御提出いただいた文書です。記載されている内容は、「平成28年10月3日の説明会において、白井前市長の文書に書かれている趣旨の発言があったとの認識である」と書かれています。続いて、当時の成長戦略室長から提出のあった調査票の添付資料である別紙②「白井前市長のFAX文書」になります。当該文書の公表については、5月

1日の当委員会終了後に電話で白井前市長に確認するとともに、5月21日に前市長宅に伺い、確認をし、公表しても結構ですとの回答を頂きました。資料15ページをお開きください。これは、当時の成長戦略室長から提出された別紙①について、市に調査票を提出するに当たり、当時の成長戦略室長が白井前市長に別紙①の記載内容を確認された際に、白井前市長から添付資料として別紙②を併せて提出していただきたいとのことで送付されたFAXです。その内容は、「平成28年10月3日の説明会において、参加された企業から『もし工期に遅れた場合、我々業者だけに責任をなすりつけることはしないですね』との発言に対して、『そのようなことはしない。約束する』との趣旨の発言をしました」と書かれています。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長　ということは業者側から送ってきたのは4社ということですよ。それでは委員の皆さんの質疑を求めます。

山田伸幸委員　5ページの中に、一番最後の締めくくりとして、「今回の調査票の内容と薬学部の発注について、本来建築工事一式で発注すべきくい工事を別に発注されたこと、A棟、B棟建築主体工事の予定価格設定の不透明さを含めて市の運営方法に疑問と不信感しかございません」と書かれています。これは、私たちにとっては現場のことは分かりませんが、なぜこのような不信ということになるのか、建設の担当者について、この文言の意味付けですね、なぜこのように書かれているのかということをもし分かれば御説明をいただきたいと思います。

大谷大学推進室長　特にこちらの文書について、出された企業には直接確認していませんので、この意味するところについては、まだはっきりとは確認していないということです。ただ、くい工事の別途発注については、当時の委員会においても御説明していますが、出せるものから出して早く工事に着工したいということで、くいを先行発注していったというこ

とで御説明をしているかと思います。A棟、B棟建築主体工事の予定価格設定の不透明性については、確認していませんので現在は分からないということです。

高松秀樹委員長 今、山田委員が言われるところなのですが、くい工事を別途発注というところもあるかもしれませんが、ここに書かれているように、くい工事をなぜ、とび・土工・コンクリートで出したのかということを書かれているのかなという気がするんですが、恐らく大谷室長ではここはなかなか分からないところがあると思いますので、榎坂さん、泉本さんが答弁できることがあれば答弁していただきたいと思います。

榎坂大学推進室副室長 これは指名に関わる問題ですので、私のほうでは回答することはできません。

高松秀樹委員長 監理室。監理室。（「そうですね。はい、そうです」と呼ぶ者あり）監理室、呼べます。ちょっと打診してください。その間に山田委員が言われたもう一点の予定価格設定の不透明性と書いてあるんですが、山田委員は恐らくこれは何を意味するのかと思われているんですが、執行部サイドではここはよく分からないという話でよろしいんですか。

大谷大学推進室長 一応、どういった内容をもって不透明性と言われているのかということは直接こちらの企業には確認していませんので、どういったことかは分かりかねるということです。

山田伸幸委員 これは入札のときにかかなり割れたところですよ。一方は非常に高い金額で、最終的には随契になっている。そういったことが示されているんじゃないかなと漠然と思うんですが、その辺で工事業者との話合いとか、そういう点でそれに類する話とかなかったでしょうか。

大谷大学推進室長 特に、入札後について何か、A棟については入札で決まっ

たということで、そちらのほうの予定価格の不透明性とも書いてありますので、その辺の意味するところは分かりかねますが、終わった後にそれぞれA棟、B棟の入札に参加された業者について何か御説明したとかはありません。

高松秀樹委員長 予定価格も、決めるのは監理室ですか。

大谷大学推進室長 そうなります。

高松秀樹委員長 山田委員、監理室が来られるんだったら、来てからそこは行きましょう。ほかに質疑はありますか。

奥良秀委員 今日出されたのは4件ですね。ほかの業者のものは、拒否しますよと返ってきたんでしょうか。

大谷大学推進室長 一応、先日の委員会で、その他って何か記載事項のあるものということで、書いてあったものには全て、4社しか書いてありませんでしたので確認したのもその4社だけということになります。

奥良秀委員 ちなみに、この業者のランクを教えてもらってもよろしいですか。

大谷大学推進室長 長沢建設さんはAランク、富士産業さんはAランク、進栄さんと中原興業さんはBランク・・・ちょっと調べます。すいません。

山田伸幸委員 7ページ下段に「工期が延期の場合の費用は認めませんのでよろしく」と平田氏が言ったということなんですが、これはどの場面でこのように言われたのか。これであると、さっきの白井前市長が署名された文書とちょっと矛盾する内容になると思うんですが。

大谷大学推進室長 3回の説明会の日付が書いてあると思います。2月17日

と3月8日と10月頃ということで書いてありまして、流れからいくと10月の第3回目の意見交換会の中で建築士が話したのではないかと推測されますが、これもいつ話したかは確認していません。

山田伸幸委員 これはかなり重要なことなんですね。恐らく皆さんがおられる中で言われた言葉と思うんですが、それは記録には残っていないんでしょうか。

大谷大学推進室長 記録等には残っていませんし、もし10月3日の説明会であれば、市の職員も何らかその中で記憶に残っているかと。監理室もいましたので、そういった発言があれば監理室も記憶にあるのではないかと思います。調査の結果では市の職員には特にこういった認識はなかったと出ていますので、このときの説明会での発言なのか、また別の日なのかということはまだ確認を取れていないという状況です。

山田伸幸委員 これ、かなり重要な証言になるんですよ。もうこういうふうに言っているにもかかわらず、市長がそれをひっくり返したという形になるんですよ。言うとしたら、先に平田さんからこういう話がありましたがという形でないとおかしなことになるんですけど、大谷さんはその場にも出ていたはずですから、平田さんがこう言ったことを覚えていないんでしょうか。

大谷大学推進室長 私も、以前調査票を議会に提出しましたが、特にこういった発言があったという認識はしていません。また、調査票の中でも、各企業から出ている回答についても、市長の発言と取られていますので、建築士がどうこうということはなかったと記憶しています。

山田伸幸委員 かなりはっきりと富士産業さんは語っておられるんですよ。はっきりと「費用を認めませんのでよろしく」という言葉を記憶されておられる。これが本来の姿だと思うんですよ。ですが、それがほかの



方が一切証言されないということであれば、平田さんはどういったところでこれを言ったのかどうか。それは大谷さんもずっとおられたはずですから、大谷さん自身も全く記憶にないということですか。

大谷大学推進室長 私はこういった記憶は一切ありません。

高松秀樹委員長 大谷室長は記憶がないということで、この10月3日の行政サイドの発言内容については、18日に大田職員、白井前市長をお呼びする予定にしています。平田さんについては調整中です。御本人の口からどういうことになっておったのかって聞くことによって、事実確認ができると思っています。いいですか、山田委員、そういう形で。（「はい」と呼ぶ者あり）今、泉本さんが帰ってこられましたので、何か分かったことがあれば。

泉本大学推進室技監 先ほどのランクの話ですけれど、長沢建設が当時Aランク、富士産業がAランク、進栄建設がBランク、中原興業がBランクです。

高松秀樹委員長 業者からの回答分のほかに、別紙2で大田職員からの回答もあります。これも18日に参考人としてお呼びするので、そのときに委員の皆さんが聞かれたほうが正確な情報が入ってくると思います。

森山喜久委員 8、9ページになります。富士産業さんが市長との意見交換会の報告書という形で上げられていますよね。その中で、市長の挨拶で「公立になったらできれば地元業者で考えたい」というところと、工期は絶対変更できないと明言されていらっしゃる中で、5月末に再度意見交換会を予定していますと書かれているんですが、この間2月、3月、10月とあったんですが、実際に5月の意見交換会は行われているんですか。

大谷大学推進室長 こういった件が分かってから、いろいろと日程を調べてみ

ました。ただ、私たちが把握しているのは、2月と3月と10月で、この2月が一番最初の意見交換会になるんですが、このときは、設計業者も決まってまだ理科大との協議をしている最中ということで、そのときの予定では5月ぐらいには設計等も上がるぐらいで、そのときにお話をもう一回ということでの最初の一回目の意見交換会では5月末というお話をされたんじゃないかなと推測しています。

森山喜久委員 なら、5月の分は開催されていないということで、あくまで全体では3回しかされていないということですね。

大谷大学推進室長 私どもで確認するところでは3回だけです。

高松秀樹委員長 この辺も、大田職員、白井前市長に、それぞれ3回の会議の意味合いも含めて質疑を行えば、記憶にある部分はしっかり答えていただけると思っています。

奥良秀委員 8ページに書いてあるんですが、市役所側から、監理室で3名の方が出席されて打合せをされているとなっているんですが、工期延長ペナルティーなしのような言葉が仮にあった場合、一人二人だったら分かりますが3名もいらっしゃって記憶にないとかってあるんでしょうか。

大谷大学推進室長 この、2月のですかね。多分このときにそういった発言は一切ないと思います。

奥良秀委員 失礼しました。3月は何名出られたでしょうか。

大谷大学推進室長 3月でございますか。（「10月です。すいません」と呼ぶ者あり）10月ですね。10月につきましては以前、市の職員8名ということで、前市長と成長戦略室長、当時の副室長の私、そして平田建築士、あと電気技師の石津という職員と監理室の室長の中本監理室長と

河田技監、あと成長戦略室の國川という建築士の8人です。

奥良秀委員 では監理室が2人出たということですよ。

大谷大学推進室長 そのとおりでございます。

奥良秀委員 監理室の方が2人も出ている中で、契約とか入札とかに関わるとしても重大なこと、工期等のことを話されているときに、そういうふうなあやふやな言葉が出ている中、それを通すというのは、監理室の意味がないと思うんですが。

大谷大学推進室長 10月3日の説明会につきましては、以前の調査のまとめにおきましても、市の職員についてはそういった発言がなかったというふうに認識をしたということで回答しておりますので、出席しておいた市の職員についてはそういった発言がなかったということで記憶をしておるということであろうかと思えます。

奥良秀委員 発言がなかったってということで話されましたけど、今、Aクラスでは長沢建設さんと富士産業さんっていう、Aクラスのこの2社がこういうふうに、不信感を市に持たれているというのは、市にとってとても損害が大きいことだと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

大谷大学推進室長 確かに、奥委員のおっしゃられるとおり、こういった事業を進める中でこういった不信感というものを市のほうに抱かせてしまったということは、やはり我々のこの当該事業を進めるに当たって、反省すべきところは多々あったんでないかというふうには考えております。

奥良秀委員 反省されるのであれば、やはりこういうふうな疑義が生じているのであれば、もう和解であったりとか、やっぱり、こういうふうな文書を書いているんですけど、例えば市がどういうふうな対応を今後すれ

ばいいのかとか、そういうふうな、やっぱり善後策をしていかないとどんどんやっぱり業者というのは離れていくと思うんですよ。だから今後ともそういうふうに出向いて行って、まずはいろいろお話をしてもらおうということはできないんでしょうか。

大谷大学推進室長 こちらの事業の問題につきましては、まだ検証すべきことは残っておると思いますので、その中でこういった方向で今、業者さんのほうから市に対して不信感があるということも書かれておりますので、それがなくなるような形で対応していくという方向で、今後、調査を進める中で、それも含めて検討していきたいというふうには考えております。

高松秀樹委員長 監理室はどんな感じ。来られます。

泉本大学推進室技監 再度確認してまいります。

高松秀樹委員長 監理室は確認するということで、この1番についてほかに。ありますか、監理室が来られたら、またそこには戻りますので。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、2番の工期延長でペナルティーを科さないこととした根拠について執行部説明をお願いいたします。

大谷大学推進室長 工期延長でペナルティーを科さないこととした根拠について御説明いたします。山口東京理科大学薬学部増築工事につきましては、平成28年10月3日に市内のAランク及びBランクの建設業者を対象に開催いたしました「山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会」におきまして、白井前市長が「適正な工期を確保できないため、工期内に工事が完成しない場合はその工期の延長を認めるとともに、その工期の延長についてはペナルティーを科さないことを市長として約束した」との事実関係があったことから、「市長の言葉の重さ」、「口頭でも契約として成立していること」、そして、「行政の継続性」から、A

棟につきましては、契約に定める平成30年2月28日までの工期内に完成しておりませんが、適切な工期を設定するのは、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる「品確法」におきまして、発注者の責務を規定している第7条第1項の第4号に、発注者は適切な工期を設定するよう努めること、と定められていること、そして、公共工事請負契約約款におきましては、第41条に履行遅滞の場合における損害金等、いわゆる工期遅延によるペナルティーについて規定されており、工期内に工事を完成することができない場合において、損害金の支払いを受注者に請求できるのは、受注者の責めに帰すべき事由によると定められています。これらのことから、このたびの工期の遅延は、発注者の責務である適切な工期が設定されていないことが事由であり、受注者の責めに帰すことができない事由であることから、損害金の支払い、ペナルティーを受注者に科さないこととしています。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

山田伸幸委員 41条について説明をされたんですが、では工期は不適切であったということをお認めになるということなんですか。

大谷大学推進室長 10月3日の市長の認識の中で適切な工期を確保していないということですので、市としてはそういった認識であったというふうに考えております。

山田伸幸委員 15ページの中で、白井前市長は工期に遅れた場合に、業者だけに責任をなすりつけて、市が知らんぷりをするような無責任なことは断じてしないと約束するとの趣旨の発言をしたというふうに書かれているんですが、この中でペナルティーについては何ひとつ語られていないんです。これがこの言葉の全体を取ってペナルティーを科さないというふうな判断になったということではないんでしょうか。

大谷大学推進室長 業者の方が前市長のその説明会においてどの言葉をもって、

工期に遅れてもペナルティーは科さないというふうに受け取られたかということまでは確認しておりませんが、調査の結果その説明会において、そういうふうな趣旨の発言を市長がされたということは、業者の御回答いただいた調査の結果からそういう趣旨の発言があったというのは理解しておりますが、どの言葉をもってそういうふうに受け取られたかということにつきましては確認をしておりませんので分かりかねます。以上です。

山田伸幸委員　もう具体的にこのファクスについてという文書の中で、御本人さんが言われたような内容がかなり書かれているというふうに思うわけですが、これについて、大谷さんはその場に同席をされていたんですが、白井前市長がこのように言われたという認識をお持ちでしょうか。

大谷大学推進室長　大変申し訳ないことと情けないこととございますが、こういった発言ということも余り記憶に残っていないということです。

山田伸幸委員　大谷職員はそうかもしれませんが、室としてやはりその中でどのような発言がされどのような約束をされたとかというのは、きちんと記録をすべきではなかったかというふうに思うんですが、出された大田職員のレポートのような説明ですね、あれはかなり微に入り細に入り書かれているというふうに思っているんですが、やはり室としてそういった大切なやり取り、これを記録する必要がないというふうに判断されたのはどういったことからでしょうか。

大谷大学推進室長　特にその記録に取らないということの判断ということは、特に決めたということは私としても承知しておりませんが、本来であればきちんとこういった説明会や意見交換会等する際には、行政としては、しっかりと議事録として残すべきであったと考えておりますが、この説明会、第1回、第2回もそうですがそういった議事録がないということで大変反省すべき点ではあると考えております。

高松秀樹委員長　いわゆる説明会とか意見交換会は、一般的には行政は今会議録議事録を取っているんですか。このときだけ特例で取らなかったという話ですか。

大谷大学推進室長　通常こういった市が主催、主催しなくても、当然こういった会議、さらに外部の方が入る会議については、当然議事録は取るべきであると考えておりますし、この三つの会議についてないということは、やはり特異な例であろうかなと考えております。

高松秀樹委員長　取るべきであるっていうんじゃなくて取るルールが行政内にあったんですか。

古川副市長　具体的に審議会とか協議会とかいうのは議事録を残して議事録署名人をつけて残すというのは当然ルールが決まっておりますが、こうしたものについては特段議事録を取るとか要点筆記をすとかいうことは、課しておりません。課なり部署の判断で整理はしておったと思いますけれど、このたびの件がございまして、平成30年に替わりまして1月か2月だったと思いますが、総務部長名で、こういうような説明会とか協議のときには複数で当たり、議事録とまでいなくても要点筆記はするようにと、文書で職員には通知をいたしておるところでございます。以上です。

山田伸幸委員　意思形成過程になろうかと思うんですが、契約条項に触れるような内容のときであったと思うんですね、このときの会議というのは。しかも、それにふさわしいような具体的な発言も出ている。工期についてどうだったのか。ペナルティーを科さないというふうに文書から受け取っていいのかどうか。これで本当にもし市民の側から、なぜペナルティーを取らないかと言われたときに説明し切れるんですか、この今の中で。私も納得いくような答弁ではないと思っているんですが、そういう、

法廷の場でこれが耐え得るような説明と言えるでしょうか。

大谷大学推進室長 今回の御質問でございますが、10月3日のこの調査につきましては、企業のほうもそういった前市長の発言があったということ、多くの企業が答えられたということ、そして前市長のほうもそういった趣旨の発言をしたということで、職員の認識は間違っはしておりますが、それぞれ、そういった事実関係を否定できるものではないと思っておりますし、当時の市長のそういった趣旨というものが適切な工期を確保できていないということは認識されておったということでございますので、適切な工期を設定するのは品確法の上からも発注者側に責があるということにして、この工事約款に当てはめても、工期遅延に係る損害金等の支払を請求できるのは、受注者の責に帰すべきときと定めておりますので、適切な工期を設定していない確保していない発注者の責であるため、受注者側にペナルティーを求めるということは、約款上も困難ではないかというふうに考えております。

山田伸幸委員 要するに発注した市のほうに責任があったんだという御意見なんですが、それであれば、ここにありますよね、損害金が発生すると。実際このたび追加工事もかなり出てきていて、総額7,300万円ぐらい出ているんですが、これは、そのまんま市の負担として粛々と工事が行われ、粛々とその遅延部分も含めて支払われて、それで終わりということなんでしょうか。

大谷大学推進室長 特に約款上、受注者の責ではないということですので、ペナルティーを受注者に請求しないということですので、今発生している金額につきましては、市のほうの予算の中で支払っていくということになろうかと思っております。

高松秀樹委員長 ここで、監理室が来られていますので。すいません突然お呼びしまして。調査の中で、ちょっと監理室に来てもらわなくちゃ分から



ない部分が出てきました。二点あります。まず一点目なのですが、今回の理科大の工事、くい工事なげとび・土工・コンクリートのくくりで発注をしたのかという指摘が、実は業者のほうからありました。私たちもちょっとそこが分からないので、その質疑がありましたのでお呼びしました。答弁をお願いしたいと思います。

柴田監理室長 建設工事は今28業者ありまして、その中に俗に言う建築工事は建築工事一式という工事になります。これは基本的には総合的な工事になります、いろいろなものを含んだ。例えば左官だったりとび・土工だったり屋根工事だったり内装だったり、いろいろなものをまとめた工事が建築工事一式になります。その中で、それだけを発注する場合は、その業者に対してその登録がある、また、許可業者になっている業者から選定をいたし、今回、一般的にはくい工事も建築工事も一つで発注されますが、今回のように分離した場合は、くい工事だけの場合は、建築工事ではなく、とび・土工という工種で発注をします。建築業者さんも、とび・土工を持っておられる方もいらっしゃいますし、持っておられない方もいらっしゃいます。だからその場合でも、とび・土工・コンクリートの登録のある業者に発注をいたします。

高松秀樹委員長 今、発注をいたしますという言葉なんです。これはもう、この市のルールとしてあるというふうに思っているんですか。

柴田監理室長 発注のルールとなっています。発注の工事の内容によって、その許可業種を持っている登録のある業者に発注するとなっていますから、くいだけの工事である場合は、とび・土工・コンクリート工事で発注するようになっています。例えば、その内装だけだったら内装の許可を持っている業者に発注します。

高松秀樹委員長 説明は終わりました。このことについて。

山田伸幸委員 問題はですね、ここで業者が言っているのは本来建築工事一式で発注すべきというふうに言っているんですが、これが、工期を急がれる余りそこを分離したということは分かるんですが、それが正当な理由でこれを分離したというふうに考えておられるんでしょうか。

高松秀樹委員長 ちょっと整理しますが、今山田委員が質疑した分離発注どうなのかという問題と、私が先ほど言ったとび・土工・コンクリートのくくりの発注でというのはちょっと話が違いますので、今の山田委員の質疑に対して、なぜ分割発注をしたのかというところで答えるところがあったら答えていただきたいと思います。

柴田監理室長 これは監理室として決めたことではなくて、一応工期の短縮ということで入札を行っていますんで、基本的には大学推進室で答えていただきたいと思います。

高松秀樹委員長 いいです。これはずっと説明がありましたように、平田さんも含めて、工期の短縮ということで分離発注をしたというふうに私はずっと説明を受けておりますので、それで間違いのないということによろしいですね。

大谷大学推進室長 はい、そのとおりです。

山田伸幸委員 こういった例というのはほかにもあるんですか。

高松秀樹委員長 一般論でもいいし、この市の過去の例でもいいです。

柴田監理室長 基本的には一緒に発注するのがくい工事と建築工事、問題があった場合、責任の所在がはっきりしない場合がありますので、一緒に発注するのがいい形であると思います。過去にそれがあったかどうかは確認をしていません。

高松秀樹委員長　ずっと説明は、くい工事を分離発注で先に発注することによって工期を短縮したいということだったんです。私から見ると、ならこれ分離発注しなかった場合に、本当にやっぱり工期がこれ以上延びていたのかどうなのかっていうところは、今の段階で答えられるものがあるんですか。結構入札が遅れますよね、そうすると全てが。

大谷大学推進室長　分離発注しない場合につきましては、くいと建築主体と一緒に発注することになるかと思いますが、くいを発注する段階ではまだ建築主体を発注できる準備が整っていなかったということになりますので、一緒に出そうと思えば建築主体ができた、1月末ぐらいに入札をしておりますので、A棟とB棟を1月末と2月ぐらいでやっておりますのでそのときに併せてやるということであれば、くい工事もその中で一緒に含めての入札ということになるかと思いますが、くいの発注がそこからということになりますので、2か月ぐらい工事の着工が遅れるということになりますので、12月にくい工事業者と契約を締結して工期の短縮を図るためにやったんですが、それでもぎりぎりB棟はできましたが、A棟は工期内に間に合わなかったという状況になっておりますので、くい工事自体も2月ぐらいの着工になると、さらにB棟も逆に危なかったんではというふうに考えております。

奥良秀委員　今のお話っていうのは机上の話だけであって、実際くいの製造メーカーに聞いた話ではないですよ。

大谷大学推進室長　そうです。

奥良秀委員　くいを作るにはやはり、どのぐらい掛かるかっていうのはやっぱりくい径とかくい長とかがあって、やろうと思えばそんなに時間が掛かるようなことじゃないんです。室長の言われたことっていうのはあくまで机上の話であって、実際問題、用意ドンでやった場合遅れたかって

いったら、私はそうじゃないと思います。

高松秀樹委員長 もう一点監理室。業者さんは、予定価格設定が不透明だと。言葉替えれば、適正ではないんじゃないかかっていうふうに書かれているんです。事実かどうかは別ですよ。このことに関して監理室の見解を聞きたいというふうに思います。A棟とB棟の建築主体工事の予定価格設定の不透明性というふうに書かれているんです。要は不透明だったっていうふうに書かれているんですが、監理室の見解をお聞きしたい。

柴田監理室長 今、予定価格は歩切り等を行っていません。ただ、設計価格をそのまま予定価格にしておりますので、監理室では、別段価格を変えておりません。各原課の設計した価格でそのまま予定価格としているということです。

高松秀樹委員長 原課ということは大学推進室が持ってきたので入札に掛けたって話でよろしいですか。

柴田監理室長 そうです。

高松秀樹委員長 となると、話は大学推進室に戻るんですが、恐らくその辺は平田さんがやってらっしゃったんで、恐らく大谷室長に質疑をしても分かんないんじゃないかと思いますので、深掘りしても余り意味ないのかもしれないんですけど。いろいろここは恐らく疑義があると思われる委員さんはたくさんこの中にもいらっしゃると思うので、これはちょっと。今何も言えんでしょう、大谷さん。いや言えんもんは言わんでいいですよ。ちょっと委員の皆さんどうですか。この辺りは。

山田伸幸委員 可能であれば、長沢建設さんに来てもらってお話をいただくのが一番分かるかなと思うんですけどね。やっぱり公共工事の入札で不透明だというふうに指摘されるようであっては困るんですよ。

藤岡修美副委員長 今、長沢建設さんの予定価格設定の不透明性っていうのは、最低制限価格のことを言っているんじゃないかなという気がするんですけど。

柴田監理室長 最低制限価格に関しては、どういう形でパーセントが入っているかっていうのは全て公表していますので、もともとの設計が大体分かれば、それは、算出できるようになっています。

高松秀樹委員長 つまり、副委員長が言われるのは予定価格ですよ。予定価格から最低制限価格を出すわけですから、予定価格の設定がいかがだったかっていうところだと思うんですよ。それを、ここで言ってもなかなか難しいんじゃないかなという気がしますよね。

山田伸幸委員 この入札のときの思い起こすと、やっぱり失格とか、失格したけれどその中からまた再入札をしたら辞退しますと書かれていたりして、結局不調に終わっているんですね。やっぱりその辺のことで、業者の中から、一体どういう価格設定がされておったんか、あるいはどういう入札をしているのか。最終的には随意契約をされたわけですよ。そんなことがこんな巨額の建設工事で許されるのかという思いが私には見え隠れするんです。ですからこれは推測でしかありません。もし許されるなら、やはりこれを書かれた御本人さんから証言をしていただかないと私たちでは分かりませんが、しかし仮にも市の入札にあってね、業者の中から不透明だというふうな指摘がされるようなことはあってはならないことだと思うんです。私はそう思いますので、是非委員長のほうで取り計らっていただきたいと思います。

藤岡修美副委員長 先ほど監理室長が言ったように、予定価格も、今、積算価格、昔は歩切りとかが、市長とか副市長の決裁権のあるところで、市になるべく負担が掛からないよう一部切っていた時代もあったんですけど

ど、今は設計価格そのままが予定価格になっていて、予定価格を基に、ルールがあって、最低制限価格も決めているのでそんな不透明性はないと私は考えています。

奥良秀委員 今副委員長言われるのは分かるんですが、例えば1億円の工事があった場合に、何項目かに細分化されて、例えば1,000万円とか3,000万円とか4,000万円とか分けて、要は積み上げてきた金額のパーセンテージで最終的に予定価格って出てくると思うんですよ。ただ、その大きいものが、例えばブランクがあった場合、分かりますか意味が。大きい金額がブランクになった場合、ここは実際、設計価格は何ぼですかって今分からない。言っている意味分かりますよね、監理室であれば。そういったところが今不透明っていうふうに言われているんだと私は思いますがいかがでしょうか。

柴田監理室長 基本的には明示している単価と明示していない単価がありますんで、明示していない単価に関しては、各業者さんが調査して出されると思います。

高松秀樹委員長 今回の件は平田さんが参考人招致で応じていただければ、そのときにしっかりお聞きいただければと思います。3番目です。工事契約約款に対する執行部の認識について、執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 それでは3の工事契約約款に対する執行部の認識についてです。工事契約約款に対する執行部の認識につきましては、当時の成長戦略室長も平成29年2月20日に開催されました、山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会におきまして、当該工事も市の他の工事と同様、「公共工事請負契約約款」を適用する旨を回答されており、また現体制におきましても同様の認識を持って工事を進めております。以上です。

高松秀樹委員長 はい、説明は終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 ここは私も何度も自分でした質疑も含めて読み返してみたんですけど、この中でもやはりペナルティーについては科すということを、前大田成長戦略室長も言っておられて、それに対して先日の証言の中で、平田さんが「あっ、言っちゃった」みたいなことを書いておられるんですよね。ということは、平田氏と大田氏の間で、ペナルティーについて考え方というか基本的な違いがあったのではないかなと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

大谷大学推進室長 すいません、それも直接確認をしておりますので分かりかねます。

山田伸幸委員 では、それも含めて是非今度は明らかにしていただきたいと思っています。

高松秀樹委員長 良ければここで暫時休憩して、監理室はもうそのまま退席願ってよろしいですね、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）20分に再開をいたしましょう。

---

午後4時10分 休憩

---

---

午後4時20分 再開

---

高松秀樹委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。次に、内容証明郵便について。この件について執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 （4）内容証明郵便について御説明いたします。当該文書は、昨年8月末に文部科学省より平成30年4月の薬学部設置の認可が下りたことから、同年10月に薬学部校舎A棟及びB棟の建設工事に関

わる施工業者に対して、工事の進捗状況と今後の見通し等についてヒアリングをした結果、平成30年2月28日の工期内に工事を完了することが難しい旨を回答され、その理由について明確な御説明をしていただけなかった施工業者に、請負契約どおり平成30年2月28日までの工期内に完成していただける旨を書いた文書を送付しております。なお、以前、3月9日に開催されましたこの特別委員会でも御説明いたしましたが、当該文書は、内容証明郵便ではなく、郵便物等配達証明書で送付したものです。郵便物等配達証明書は、送付した相手先に当該郵便物を配達したことを証明するものであり、いつ、いかなる内容の文書を誰から誰宛てに差し出されたかということ、差出人が作成した謄本によって郵便局が証明する内容証明郵便ではありませんので、再確認の意味で御説明させていただきます。以上で、説明を終わります。

高松秀樹委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 この問題については先日来、3月議会においても資料提供を求め、現在、情報公開条例に基づいて請求し開示を求めているところなのですが、今言った内容であれば何ら公開しても問題ないように思うのですが、なぜ公開できないのか、開示できないのか。その点についてまずお答えください。

大谷大学推進室長 この文書につきましては既に撤回しておる文書ということで、記載しておる内容が先ほども御説明いたしましたが、工期内に完了することは難しいと答えられて、その理由について御説明がなかったということで文書を差し上げて、業者さんのほうからこういった事情があったのではないかとということで確認をした結果、平成28年の10月3日にこういった意見交換会が行われ、そのときに前市長がこういう発言があったのでということで、事実関係を平成30年の1月末に確認したところそういった発言を前市長がされたということが確認できましたので、その文書を撤回するというので、書かれている内容につきまして



は、その業者さんのこういったことの原因でということできない、工期が業者さんの責でできないというような形のような文書というふうにも受け取られます。それと、既に撤回した文書ということでもありますのでそれを、公表ということは適切ではないと考えております。

山田伸幸委員 公表が適切でないと言われたんですが、もう既にそれは間違っていて、相手法人には何ら迷惑を掛けないような内容ではないんでしょう。

大谷大学推進室長 こういった文書が送られてきたということ自体が、既に送られた相手方にとっては不利益ではないかと考えられます。

山田伸幸委員 ですからそれ自体が間違っただけで、市が間違っただけで行政手法を取ったということが証明されるだけであって、相手業者にとっては、それは間違いなんですから、全然迷惑にならないというふうに思うんですが。

大谷大学推進室長 この流れを全て分かるということであれば、その公表することについても問題ないのかもしれませんが、その部分だけを一部分だけ取ってこの文章だけが独り歩きするという可能性もありますので、この業者はできないと答えたとき、その理由もはっきり説明ができないと答えたということで、事実関係が分からないままそこが出てしまうということは、そしてその事実関係に基づいてその文書自体を撤回したという事実もありますので、そこはやはり公表することについては、業者のほうに不利益が出ると考えております。

山田伸幸委員 先ほどから言っているように、その内容全体が市の間違いであるということが明らかになるということだけじゃないんですか。違いますか。いやだからその中に、相手側が明らかに間違っていることも含まれているということなんですか。

大谷大学推進室長 今回の文書につきましては、既にもう審査会のほうに掛けられるということになっておりますので、その中で御審議していただいてその決定に従うというふうに考えておりますので、ここでというより審査会の中で審査していただければというふうに考えております。

山田伸幸委員 では、この文書をどういった事業者に送られたのか、それを教えてください。

大谷大学推進室長 ヒアリングの結果、2月28日の工期内に完成が難しいと答えられた業者になります。

山田伸幸委員 それはここでは言えないということですか。

大谷大学推進室長 その企業名につきましても、やはり出ることで不利益が生じると考えております。

山田伸幸委員 その主張は、市のほうがもう間違っただから撤回したと言っているんですから、相手業者にとっては何ら不利になるものではないと思います。要するに市のほうがよっぽど不都合なことをその中で書かれているとしか思えないんですが、何か相手を傷つけるような、そういう内容を含んでいるのでしょうか。

大谷大学推進室長 情報公開に基づいて出ておりますが、当該文書につきましては、市の情報公開条例の第9条の第3号と第5号に該当するということで非公開というふうに、請求があつた際にも御回答しておりますので、そういう考えで公表しないということで考えております。

高松秀樹委員長 その二つの条文を読み上げてください。

大谷大学推進室長 第3号です。「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体

及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えることと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」ということで、ア「事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報」、イ「違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から市民生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報」、ウ「ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるもの」。これが第3号です。続いて第5号ですが、「市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」です。

山田伸幸委員 今のをお聞きになって分かるように、もう既にその文書を撤回したと。なぜかという、市の文書のほうが間違っていた、内容が間違っていたということを使ったわけですね。ということは被害といえますか、問題は市のほうが間違ったということが分かるという内容ではない。それが何で非開示なのか理由が分かりません。

古川副市長 今室長が説明申し上げましたが、基本的に情報公開条例の9条の3号と5号に基づいて、私どものほうは非開示ということで手続に基づいてやっております。それにつきまして、申請人のほうから、今たしか情報公開審査会のほうに上申書が上げられておると思います。それに対しましてお互いが弁明書を出す中で、今情報公開審査会のほうに付託といえますか掛けられるような形になっておりますので、そちらのほうの判断に委ねるべきものと考えておまして、そちらのほうの判断で開示しろとなればそれに従いますし、不開示となればまたそれに従うという

スタンスです。

高松秀樹委員長 今説明がありましたように、公開非公開について今審査会に行っているということでもありますので、この件について委員会内での質疑は、これ以上はやめていただきたいと思います。それ以外の質疑については受け付けたいと思います。

笹木慶之委員 先ほどの発言の中で、確認しますが、撤回した理由ですよね。撤回した理由、それは、白井前市長からの聞き取りの結果、撤回したと言われましたよね。今までの流れをずっと見てみた中で、執行部のほうからの発言で適正な工期が確保されてなかったということも随分言われました。理由はどちらなんですか。

大谷大学推進室長 こちらも先ほども当初説明いたしました。当時の市長であった白井前市長が、適切な工期を確保できていないということの認識で工期の延長をする場合はそれを認めてペナルティーは科さないということに約束されたという文書がございますので、それが判断の基であります。

笹木慶之委員 そこなんですよ。ペナルティーを科さないという部分だけを切り取るのではなしに、適正な工期が確保されてないということを明言されておるわけですよ。その関連としてこれは大田さんも言っていますが、「そうは言っても市長、もし工期に遅れた場合、我々業者に責任をなすり付けることはしないんですね」と言ったときに、「そんな無責任なことはしません。約束します」と言われた。この場で一般的に考えれば、このように発言されればですね、それは市のほうに責任があるんだなと、出席した皆さんは、工期が足らなかった場合の手当てをきちっとしておかんといけんなということは、当然現場を監督する者を含めて認識があると思うんですがね。これはメモをしてある、メモをしていないという次元の問題ではないと思う。いわゆる工事を執行する取り扱い

う責任者として、当然、白井前市長がその認識を持っておられるということは、設計に関連した人、あるいは業務に関連した人は皆共通認識を持っていたと思うんですよね。それを、中で工事の責任者は進行管理をきちっとしながら、現場を見ておった。それで時が流れていって、もちろん、担当者も事務も替わられたから事務引継ぎをされた。替わっておられない人もおられます。となればね、以前も私が言ったように、問題はそれまでに執行部としてすべく手続があったんじゃないかということ。その手続はなぜされなかったのか。なぜいきなり文書を発送されたのかというところに私は問題が起こったんじゃないかと思う。いわゆる、事務引継ぎの問題もあるでしょうし、進行管理の考え方に、甘かったとは言いません。いわゆる、双方で意思疎通ができていなかった。片方はどうか最後にはばたばたとやってくれるだろうと思っておったのが、案外そうでなかったというような思いもあってね。だけど、公共工事請負契約約款の第21条の中で、市とすれば、内容をきちっと確認して、理由が整えば手続が取れるじゃない。むしろそれがなかったことによって、しないまま郵便物を発送したことに問題があるんじゃないかと思うんだけど。いかがでしょうか。

大谷大学推進室長　これは前大学推進室長のほうも、議会のほうでもお答えされておりますが、引継ぎの際にはっきりとしたそういった遅れるということでは引継ぎを受けておりませんということと、工事の進捗については監理業者のほうから出てくる進捗率に基づいて、それでもって判断をしますということで、その時点については文書を出す時点までには、特に進捗率についてもさほど大きな開きがないということと、11月末までは実際には進捗率と管理する進捗状況が同じだったということで、ただ8月末に薬学部設置の認可が下りたことから、大学側も赴任されてくる先生方の引っ越しとか、そういった事務事業を進めていく中で、先生方にいつ頃なら引っ越しできますということを伝える必要があるからということで、改めてそこで各業者さんのほうに進捗状況と今後の見込みということでお聞きする機会を設けさせていただいたと。それが10月

になります。その中で、ヒアリングした業者さんの中からやはり難しいという御回答いただいたんですが、なぜ、そこでできないのかということをお答えいただけなかったと。こういう話があったからちょっと難しい、市はそれ知っているんじゃないですかということであれば、またやり方が違ったのかもしれないんですが、その中では特にこういう理由であったから工期までには間に合わないですよという御説明がなかったもので。ただ、工期が決まっておりますので、どういうふうにすればいいかということでああいった文書を出したということでございますので、出した後にいろいろと業者さんのほうからお話とかある中でこういった説明会の中で市長が発言したんではないのかということがお話があったので、前市長のところにお伺いして聞くと、そういう説明を文書の内容のとおり、工期が適切に確保されていないということでそういった趣旨の旨を発言されたということで文書で書かれておりますので。私どもも手続上、それぞれその場に応じて対応しておったと考えております。

笹木慶之委員 事後になって整って発言すればそういうふうな発言になるかと思いますが、私が考えてみるのは10月3日の発言は、さっき何度も言いますように皆さん聞いておられた。それをきちっと覚えておられる職員もおられるわけやね。平田さんも驚いたという表現されているし、大田さんもはっきり言ったなということまで書いておられる。ということは、工期が足りない、不足するということは皆さん共通認識だったんでしょ。ただ一つだけやるせないところがあるというのは、いわゆる大学を建設するという、いわゆる国等の申請の中でね、2月28日まで造り上げますよというのを、早々と延期しなきゃなりませんと言いくかつたというのがあるかもしれませんが、状況は把握しておられたんじゃないかと思うんですがね。そういう経過の中で、したがってだからペナルティーうんぬんということになるんじゃないんですか。ただ、白井さんの発言そのもの、それだけをもってペナルティーうんぬんということなんですか。どうせ今度また白井さんが来られるということなんであれですが、執行部としての考え方を、私以前も言いましたがその部分をき

ちっと整理されないと、これ何回も堂々めぐりすると思うんです。突然そうなったわけじゃないわけでね。だから、いろんな折衝の結果3か月工事の着手が遅れた、遅れたことは必ず後に残ってくる。そういう状況を見た中で、工期完成が難しい。さらにそれを1か月前倒しした。もっと難しくなった。これは相当力入れてやらんと間に合わんぞというのは皆さん共通認識を持っておられたからそのつもりで取り組んでこられたと思うんですよ。ただ、2月28日に完成しますという約束したがゆえに、安易には早々と遅れますよということは言えないというつれない部分があるのは分かります。ですが、そのところをやっぱりきちっと整理をしておかないと。やっぱり、現行の執行部が責任持ってやるわけですからね。だから、過去の人が出たとか言わないとかということはまた別問題として、それから、行政の継続性の話もありますが、それはそれとしても問題があるんですけどね。やっぱりそこをきちっと整理されないと、この問題はいつまでたっても結論が出んのじゃないですか。

古川副市長 この件につきましては先日からも言っておりますが、基本的には4月開学という、もうゴールが決まっておった中での全てが厳しい状況の中でスタートしましたし、その中で、議会のほうにもいろいろ御迷惑をお掛けしました。もう少し執行部のほうも体制を早く強化すれば良かったということもあります。今10月3日の件もいろいろ出てきております。そうした中で、今回、去年の7月ぐらいから新しい大学推進室を立ち上げて、るる対応いたしました。その対応が100%万全ということも私どもははっきり言って申し上げられません。しかしながら、今、今日も大学のほうに行かれて、一応大学が完成して学生さんも、先生も一応何不自由なくといいますか、満足に授業なり研究が進んでいるという状況もあります。笹木委員が言われるように、行政の継続性の中で、もう少し上手に引継ぎなり、また、今でもソフトランディングと思うんですけど、もう少し対応等々について研究というか反省すべき点は多々あると思いますし、また入札のこともるる出ておりますけども、先日も申しましたように、まず業者さんを集めて工事の話をするという

ようなことも今までもなかったですし、これが今回ちょっと特異な例ということをお申しましたが、そういうことも踏まえまして、今回の反省点も多々ありますので、今後の行政運営といいますかこういうような入札等々につきましても、ちゃんと整理していきたいというふうに思います。回答になっているかなっていないか笹木委員も行政経験が長いですので全部理解されると思いますので、その辺で御理解ください。

笹木慶之委員 今おっしゃった部分もありますが最後に一つ言っておきますけどね、やっぱり、きちっと、どう言いますか、仕事を進める上での相互のチェック機能というか、それはやっぱり複数チェックをしながらですね、最終的な判断を仰ぐ人には相談をしという部分が欠落しておったように思います。だから、誰がいいとか悪いとかいうわけじゃありませんが、大変タイトな工期の中でやるという、その部分、それから、期限の切られた市独自の事業じゃないわけですから、その制約が分かりますが、やはり業者とのコミュニケーション、それから、現場チェックいろんなものが欠落していた結果が、複合的にこういう現象を起こしたと思います。だから、執行部がそこに責任を感じておられるでしょう。というふうに思うんですがいかがですか。

古川副市長 今言われたとおりでして、その辺の反省材料を今後の公共事業等々、またこれからもいろいろ公共事業が出てくると思いますので、こちらのほうには十分生かしていきたいと思います。

山田伸幸委員 やはり今回、こういった質疑をせざるを得なくなったその発端がこの配達証明郵便であったと思います。やはりこの問題で誰がそういう文書を送ったのか。誰がそれを起案して、誰が命令をしたのか、その辺でも、まだまだ解明しなくちゃいけない部分が残っているんですが、先ほどの言い分ですと、審査会に委ねるということでありました。やはり、この引継ぎの面にしても、今度前成長戦略室長が来られるということでもありますので、本当にそういう遅れ、工期についての懸念がされて



なかったのかどうなのか。その点についても明らかにしていきたいと思うんですが、今ここにおられる大谷職員にお伺いしたいんですが、そういった引継ぎについてはどのようにされていたんでしょうか。工期については。

大谷大学推進室長 特に工期がこうという引継ぎはなかったかと。厳しいということとは議会でも御説明したとおりあったかと思えます。私自身も、薬学部、公立化のときから携わっておりまして、薬学部校舎と建設も携わってきてまいりましたが、私自身も非常に厳しい工期ということは、議会のほうでも議案上げるときにも御説明いたしましたし、厳しい工期であろうということは十分に認識しておりましたが、間に合わないという認識はしておりませんでした。それで、弁護士の文書を出すということで、なぜあの業者のほうに間に合わないという理由が全く理解できなかったということで、弁護士の文書を出したということでございますので、引継ぎ等については、厳しい工期であるが間に合わないということは、特に引継ぎはなかったと考えております。

高松秀樹委員長 ほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは最後その他の項で皆さんからあれば。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、それでは、これで山口東京理科大学調査特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

---

午後 4 時 4 8 分 散会

---

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）6 月 5 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹